

6月30日（水）の発表



ウポポイ  
NATIONALE ADVISORY MUSEUM and HALL  
民族共生象徴空間

北海道白老町に2020 OPEN!

報道発表資料の配付日時 6月30日（水）16時00分

発表項目 (行事名)	不動産取得税に係る住宅控除の適用漏れについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>6月29日（火）宗谷総合振興局において、令和2年度分の不動産取得税に係る住宅控除の適用漏れがあったことが判明しましたので、次のとおりお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 覚知日時 令和3年6月29日（火） 午前11時30分頃</p> <p>2 判明場所 税務課</p> <p>3 概要 別紙のとおり</p>		
参考			
報道（取材） に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当 (連絡先)	北海道宗谷総合振興局 副局長 岩田 伸正 (電話 0162-33-2561) 税務課長 池田 直樹 (電話 0162-33-2912)		

## 不動産取得税に係る住宅控除の適用漏れについて

令和3(2021)年6月30日  
北海道宗谷総合振興局

このたび、当振興局において、不動産取得税に係る住宅控除の適用漏れが判明いたしました。

### (1) 覚知日時

令和3年(2021年)6月29日(火)午前11時30分頃 発覚

### (2) 判明場所

税務課

### (3) 概要

#### ア 経過

令和3年度不動産取得税の課税事務の審査課程において、住宅の増改築等に係る住宅控除が適用されていなかった事例があったことから、過去の課税調書について精査した結果、令和2年度に課税した7件の案件について、住宅控除を適用して全額控除すべきところ、適用せず総額485,800円を課税し、納税通知書を送付していたことが判明した。(全て納税済)

#### イ 住宅控除適用漏れの状況

別表のとおり

### (4) 原因

昭和56年以前に新築された住宅の増改築等に係る課税において、新築した場合と同様に住宅控除が適用されるべきところ、昭和56年以前に新築された中古住宅の取得の際の取扱いと同様に住宅控除を適用しないで課税したものの。

### (5) 対応

ア 本日(6月30日)、納税された方々にご連絡し、できるだけ速やかに直接訪問して、経過説明と謝罪を行い、納付税額を還付する。

イ 過去7年間分の不動産取得税の書類(保存している書類全て)を精査し、住宅控除の適用が漏れているものはないことを確認した。

### (6) 再発防止策

ア 住宅控除の適用漏れがないよう課税調書に審査欄を設け、係内相互の審査体制を確立する。

イ 初任者に対する研修に今回の事例を追加し、より実効性のある研修を行う。(7月)

ウ 実務能力の向上を図るため、職場研修を行う。(課税時期に合わせて適時実施)

## 別表

## 住宅控除適用漏れの状況

No.	市町村	当初課税額 (円)	控除後課税額 (円)
1	稚内市	23,200	0
2	枝幸町	61,600	0
3	幌延町	151,800	0
4	枝幸町	169,500	0
5	豊富町	28,800	0
6	豊富町	22,600	0
7	豊富町	28,300	0
合計	7件	485,800	0